

パブリックコメント手続の意見募集の結果について

○意見募集の概要

計画等の名称：大和高田市空家等対策の推進に関する条例（素案）

募集期間：令和2年1月24日（金）から令和2年2月12日（木）まで

○提出意見の件数

1件（持参による提出）

○提出された意見及びそれに対する市の考え方

（意見①）

第5条第1項の緊急安全措置について、措置を所有者等が妨げたり、拒否したり等があった場合の罰則を設けることはできますか？

（意見①に対する市の考え方）

緊急安全措置は人の身体又は財産に危険が切迫しているときに、行政側が一方的に直接実力を行使して、その危険な状態を回避する即時強制に当たります。この即時強制は義務を課しませんので、義務違反には該当せず、罰則を設けることはできません。

（意見②）

第5条第4項の緊急安全措置について、同条第1項の措置に要した費用の徴収について、所有者等が納付を拒んだ場合、どのような措置を講じるのか？また、所有者等が不明な場合の費用の徴収はどのように行うのでしょうか？

（意見②に対する市の考え方）

納付を拒んだ場合には、本市が訴訟を提起し判決を得て強制執行により回収することになります。所有者等が不明な場合には、判明した段階において費用を徴収することになります。